東日本大震災に伴う市発注工事等の前金払の特例の終了について

平成23年に発生した東日本大震災からの迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、前金払の割合を引き上げる特例を設けてまいりましたが、当該措置を終了します。

1. 改正の内容 改正の内容は下図のとおりです。

【改正前】

市が発注する工事

●前 払 金:請負代金額の<u>10</u> 分の5以内

市が発注する工事に関する設計・ 調査、測量及び機械類の製造

●前 払 金:請負代金額の<u>10</u> 分の4以内

【改正後】

市が発注する工事

●前 払 金:請負代金額の<u>10</u> 分の4以内

市が発注する工事に関する設計・ 調査、測量及び機械類の製造

●前 払 金:請負代金額の<u>10</u> 分の3以内

2. 改正内容の施行日

平成29年4月1日から施行する。平成29年4月1日以後に締結する契約は、改正 後の前金払の割合となります。